

四半期決算に係る適時開示の見直しに伴う開示実務上の取扱い等の概要（案）

「四半期決算に係る適時開示の見直し、I F R S 任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」（制度要綱）に係る改正規則の施行を前提とした開示実務上の取扱い等の概要（案）は以下のとおりです。

（注）通期決算に係る開示実務上の取扱いについては、四半期決算に係る適時開示の見直し後の実務の状況を踏まえた検討を行い、本年中を目途に別途公表することを予定しています。

〔見直しの適用時期〕

- ・ 四半期決算に係る適時開示の見直しについては、平成22年6月末日以後最初に終了する四半期決算から適用します。また、平成22年6月末日より前に終了する四半期決算のうち、改正後規則の施行日以降の発表分から早期適用できるものとします。

決算期末日	初回適用となる四半期
3月31日～6月29日	第1四半期
6月30日～9月29日	第4四半期（ ）
9月30日～12月30日	第3四半期
12月31日～3月30日	第2四半期

（ ）1年度が12か月を超える場合のみ。それ以外の場合は第1四半期から初回適用。

- ・ 通期決算に係る適時開示の見直しについては、平成23年3月1日以後最初に終了する通期決算から適用します（早期適用は予定していません。）

（1）四半期決算短信の開示時期について

- ・ 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。東証では、四半期決算短信は、投資者の投資判断上最も重要な会社情報の一つとしてできる限り早期に開示することを要請することとします。上場会社は、投資者ニーズに応じた適切な時期に開示することが望まれます。
- ・ なお、金商法上、四半期報告書を四半期末後45日以内に提出しなければならないことから、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算短信の開示を行うことが必要となります（提出期限延長に係る財務局長等の承認を受けた場合を除く。）
開示が可能となったにも関わらず開示時期を遅らせることや、これまでの開示時期を特段の理由なく遅らせることは適当とは考えられません。投資者に早期に情報提供を行う観点や、上場会社内部における重要な会社情報の滞留を解消する観点からも、開示可能となった段階で速やかに開示することが望まれます。
東証では、投資者ニーズに応じた適切な時期での四半期決算短信の開示を実現する観点から、市場区別・業種別・規模別の開示時期の状況を調査、公表することとします。

(2) 四半期決算短信の開示内容について

- ・ 四半期決算短信は、東証所定の四半期決算短信（サマリー情報）様式とその添付資料で構成されます。
- ・ 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合は、東証所定の四半期決算短信（サマリー情報）様式により、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。また、上場会社は、四半期決算短信には、投資者ニーズに応じて財務諸表等を添付資料として開示することが望まれます。なお、東証では、添付資料として損益計算書・貸借対照表等を必須の内容として開示することを要請することとします。東証では、投資者ニーズに応じた適切な内容による四半期決算短信の開示を実現する観点から、市場区分別・業種別・規模別の開示内容等の状況を調査、公表することとします。

四半期決算短信の構成

四半期決算短信	サマリー情報	東証所定の四半期決算短信（サマリー情報）様式 (上場規程に基づき当該様式により開示することが義務づけられます。)
	添付資料	東証から必須の内容として開示を要請する事項 (1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 添付資料の目次 ・ 四半期（連結）財務諸表（要約で可） <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期（連結）貸借対照表 ・ 四半期（連結）損益計算書（累計） ・ 継続企業の前提に関する注記（該当がある場合） ・ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記（該当がある場合） ・ その他の情報 (重要な子会社の異動の概要、簡便な会計処理及び特有の会計処理の概要、会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の概要 (2)、継続企業の前提に関する重要事象等の概要) (1) 特定事業会社の第2四半期決算については別に要請するところによります。 (2) I F R S適用会社にあつては、「会計方針の変更・会計上の見積りの変更」
		投資者ニーズに応じて開示が求められる事項 (具体例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 業績に関する文章説明（定性的情報） ・ 四半期（連結）損益計算書（3か月） ・ 四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書 ・ セグメント情報 ・ その他の注記事項 ・ 投資者の投資判断上個別情報が重要な場合における個別情報 ・ 補足情報 等

(特定事業会社（銀行業、保険業等）の第2四半期決算において、東証から必須の内容として開示を要請する事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付資料の目次 ・ 中間連結財務諸表（要約で可） <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間連結貸借対照表 ・ 中間連結損益計算書 ・ 中間連結株主資本等変動計算書 ・ 継続企業の前提に関する注記（該当がある場合） ・ その他の情報 (重要な子会社の異動の概要、簡便な会計処理及び特有の会計処理の概要、会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の概要、継続企業の前提に関する重要事象等の概要) ・ 中間財務諸表（要約で可） <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貸借対照表 ・ 中間損益計算書 ・ 中間株主資本等変動計算書 ・ 継続企業の前提に関する注記（該当がある場合）

四半期決算短信（サマリー情報）の開示

- ・ 四半期決算短信（サマリー情報）の作成・開示は、「 四半期決算短信（サマリー情報）様式」の定めるところによります。

四半期第 1 号様式〔日本基準〕(連結)
四半期第 2 号様式〔日本基準〕(非連結)
四半期第 3 号様式〔 I F R S 〕(連結)
四半期第 4 号様式〔米国会計基準〕(連結)
四半期第 5 号様式〔日本基準〕(連結)(特定 2 Q)

(注) 上記様式に該当しない場合は、上記各様式に準じて東証が都度定める様式により開示するものとします。

四半期決算短信（添付資料）の作成上の注意

- ・ 四半期決算短信（添付資料）の内容は、東証から必須の内容として開示を要請する事項を除き、上場会社は、自社の開示に対する投資者ニーズに応じて開示の要否を判断するものとします。

四半期決算短信以外に投資者ニーズに応じて対応が求められる事項

- ・ 四半期決算短信以外にも、上場会社は、四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するために投資者ニーズに応じた対応を行うことが望まれます。

(具体例)

- ・ 四半期決算の補足説明資料の作成
- ・ 四半期決算の説明会、電話会議（カンファレンス・コール）の開催など説明機会の確保、上記説明会、電話会議の状況の説明や動画・音声情報の提供
- ・ 外国人投資家のニーズに応じた四半期決算短信や補足説明資料の英訳資料の提供 等

投資者の投資判断上重要な会社情報については、四半期決算短信（添付資料）にて開示するか、別途 T D n e t で開示することが必要となります。

四半期決算の補足説明資料や説明会資料を作成し、第三者に提供した場合、公平な情報提供に努めることが義務づけられます（一定期間自社ホームページに掲載することや、投資者から求めがあった場合に郵送することなどの対応を講ずることが考えられます。）

四半期決算短信におけるレビュー状況の記載について

- ・ 四半期決算短信において開示される四半期財務諸表は、金商法上の公認会計士等の保証手続（以下「レビュー」という。）の対象ではありませんが、投資者に対して注意喚起を行う観点から、四半期決算短信をにおいて四半期財務諸表・四半期連結財務諸表を開示する際には、四半期報告書で開示される四半期財務諸表のレビュー手続の状況を表示することを要請することとします。
- ・ 具体的には、四半期決算短信（サマリー情報）において、表示することが考えられます。

(記載例)

- ・ この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期報告書のレビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期報告書のレビュー手続を実施しています。
- ・ この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期報告書のレビュー手続を実施しています。

レビュー手続に関して監査人との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について開示を行うことを要請することとします。

四半期決算短信の追加開示について

- ・ 四半期決算に係る投資者の投資判断上有用な情報を早期に開示する観点から、まず必須の内容について四半期決算短信の開示をした後、四半期報告書を提出するまでの間、その他有用な情報の開示が可能となった段階で、四半期決算短信の追加開示を行うことができます。
追加開示を行う場合、表題を「(追加)元の四半期決算短信の表題」としてください。

(3) 四半期決算短信の開示方法 (TDnetへの登録方法) について

- ・ 四半期決算短信をTDnetへの登録する際は、以下の4つのファイルを登録してください。

全文PDFファイル	四半期決算短信(全体)	四半期決算短信(全体)のPDFファイル
サマリーPDFファイル	四半期決算短信(サマリー情報)	サマリー情報PDFファイル()
サマリーXBRLファイル		TDnetオンライン登録サイトで作成したファイル
財表XBRLファイル	四半期(連結)財務諸表等	自社で作成したファイル

() 全文PDFファイル及びサマリー情報PDFファイルは、Word等により作成してください。

(4) 四半期決算短信の開示内容の変更・訂正について

- ・ 四半期決算短信を開示した後に、四半期報告書との差異が生じるなど、四半期報告書の提出前に変更・訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該変更・訂正の内容を開示することで差し支えありません
四半期決算短信(サマリー情報)及び必須の内容として開示要請しているものに限ります。これ以外の変更・訂正は、上場会社の判断により行うようにしてください。
投資者の投資判断上重要な変更・訂正については直ちに当該変更・訂正の内容を開示することが義務づけられます。

(5) 四半期決算説明会資料等の公表について

- ・ 上場会社は、四半期決算の内容に関する補足説明資料を作成し、四半期決算説明会において第三者に提供する場合には、自社ホームページに掲載するなどの方法により当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務づけられます。
なお、四半期決算説明会は、上場会社において投資者ニーズに応じて開催するようにしてください(東証として開催を義務づけるものではありません。マザーズ上場会社を除く¹)。

(6) 四半期決算短信における業績予想の開示について

(従前の取扱いから変更はありません。)

(7) 四半期決算短信における配当状況、配当予想の開示について

(従前の取扱いから変更はありません。)

以上

¹ マザーズ上場会社は、上場規則上、年2回以上、当該会社に対する投資に関する説明会(会社説明会)を開催することが義務づけられています。(有価証券上場規程第421条の2等)